



日田市監査委員告示第 12 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : まちづくり推進課（ひた暮らし推進室）

措置の内容 : 別紙のとおり

令和3年10月26日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【まちづくり推進課（ひた暮らし推進室）】</p> <p>○ 補助金交付事務の取扱いについて</p> <p>日田市移住体験支援事業補助金について、補助金の交付決定をしたもののうち、新型コロナウイルス感染症の影響で現地見学ができなかった2件の負担行為の取消しを行っているが、交付要綱第11条による交付の取消は申請書等に虚偽又は不正があったと認めたとときと規定していることから、交付の取消又は交付要綱第7条による変更申請並びに承認の通知のいずれもなされていなかった。日田市補助金等交付規則第10条では事情変更による決定の取消しが可能となっていることから、必要に応じて交付要綱の見直しを行い、日田市補助金等交付規則並びに日田市移住体験支援事業補助金交付要綱に則った事務処理に努められたい。</p> <p>また、日田市移住奨励金事業補助金について、本人からの口頭での補助金の取下げにより、負担行為の取消しを行っており、これは、交付要綱第8条による交付決定の取消に該当すると考えられるが、取消及び通知がなされていなかった。日田市補助金等交付規則並びに日田市移住奨励金事業補助金交付要綱に則った事務処理に努められたい。</p>	<p>【まちづくり推進課（ひた暮らし推進室）】</p> <p>日田市移住体験支援事業補助金及び日田市移住奨励金事業補助金の交付事務については、いずれも、これまで認識不足により、交付決定後に申請者から申請取下げの申し出に基づく支出負担行為の取消処理は行っていたものの、交付決定の取消及び通知の手続を行っていませんでした。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今回の計3件の手続については、日田市補助金等交付規則第10条により交付決定の取消の手続を行いました。</p> <p>今後は、それぞれの交付要綱に申請取下げの場合の規定を追加し、事務手続を明確にいたします。</p> <p>併せて、補助金交付の要件確認に使用しているチェックリストを見直し、申請取下げがあった場合の事務が確実にできるよう事務の改善を図ります。</p>